

平成29年1月

## 世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業について

保育施設等を運営する事業者に対して、保育士等の宿舎の借上げ経費を支援することにより、保育士等が働きやすい環境を整備し、人材確保及び離職防止に寄与します。

### 【支援対象】

区内で保育施設等(\*1)を運営する事業者が、常勤保育従事職員(\*2)を、運営事業者が借上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借上げに係る経費を支援します

\*1 対象となる区内の保育施設等は次のとおり

私立認可保育園、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業(世田谷区長が認可したもの)、保育室、保育ママ、病児・病後児保育施設、一時保育専用施設

\*2 対象となるのは以下の条件を満たす施設長、保育士、保育補助者、栄養士、調理員、保健師及び看護師

1日6時間以上かつ月20日以上勤務をしていること

1日6時間以上かつ月20日以上勤務であれば非常勤採用でも可。また雇用が連続していれば契約社員も可。

当該保育施設等の経営に携わる法人の役員でないこと

平成27年2月以前から雇用主の宿舎に居住していないこと

本人及び同居者が住居手当の支給を受けていないこと

区が開講する保育の質の向上に関する研修を受講できること

### 【補助金額】

補助対象経費(上限82,000円)の7/8(上限71,750円)

(1/8は運営事業者の負担になります)

平成28年12月から29年3月までの間に、新たに宿舎を借り上げ、礼金を支払った場合、礼金が特例加算できる場合があります。

### 【対象となる経費】

賃借料、共益費(管理費)、礼金、更新料など。

敷金、仲介手数料、保証金など預かり金的な性格を有するものや手数料に相当するものは対象外。

### 【事業終了日】

この事業は平成33年3月31日をもって終了します

担当：世田谷区子ども・若者部保育課  
教育・保育施設担当

TEL：03-5432-2320